

## 実務従事に関する秘密保持契約書

(甲) 安藤振舞科学研究所(代表 安藤利和) と (乙) \_\_\_\_\_との間に  
おける、実務従事に関する秘密保持について以下のとおり契約を締結した。

### 第1条（定義）

- 1 「実務従事」とは、甲は、乙に対し、中小企業診断士の資格の登録・更新及び診断上の基礎力向上のため、甲の指定する事業者に対して実際の診断助言業務の場を提供することをいう。  
乙は、甲に対し、実務従事の対価として受講料を支払う。  
乙は、実務従事を行ったことに対する対価が無報酬であることを予め承諾する。ただし、甲は、甲の判断により乙に対して、実務内容等に応じ判断し、別途、報酬を提供することがある。
- 2 「秘密情報」とは、甲又は乙が相手方に対し、書面、電磁的方法、口頭、その他の方法を問わず開示した、乙の経営に関するデータ、製法およびアイディア、その他技術上又は営業上の秘密であって、開示の際に秘密として指定した必要な一切の情報をいう。  
ただし、以下の各号のいずれかに該当するものを除く。
  - ① 開示される以前に、相手方が知得していたもの
  - ② 開示された時に、すでに公知であったもの
  - ③ 開示した以降に、相手方の帰責事由なく、公知となったもの
  - ④ 相手方が、正当な権利を有する第三者から守秘義務を負うことなく合法的に取得したもの

### 第2条（秘密保持義務）

- 1 受領者は、本目的のために開示者から開示された秘密情報、並びに、本目的に関わる検討、交渉等及び本契約の存在について、厳に秘密を保持し、開示者による事前の書面の承諾を得ない限り、本目的以外のために用いてはならず、また、第三者に対して、秘密情報を開示し又は漏洩してはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、法令または裁判所からの命令に基づき秘密情報

の開示を要請された場合には、受領者は、秘密情報を開示することができる。この場合において、要請を受けた受領者は、当該要請があった旨を、合理的に可能な範囲で、速やかに開示者に通知する。

### 第3条（使用目的）

甲及び乙は本件の秘密情報を甲の業務の目的としてのみ使用する。

### 第4条（権利義務）

- 1 甲乙双方は、第三者（弁護士、弁理士、公認会計士、司法書士等、秘密保持義務を法律上負担する者に対する相談する必要がある場合を除く。）に秘密情報を開示する場合には、甲又は乙による事前の書面による承諾を得るものとする。この場合、甲又は乙は、当該第三者に対し、本契約において自己が負う義務と同等の義務を順守させるものとする。
- 2 本実務従事に関して作成した資料（提案報告書等）に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。以下同じ。）その他一切の知的財産権（以下「知的財産権等」という。）は、甲に帰属するものとし、原始的に乙に帰属する知的財産権等が生じた場合には、作成と同時に全て甲に移転するものとする。権利移転の対価は無償とし、乙は、甲その他の第三者に対し、本条で規定する著作物にかかる著作者人格権を行使しない。

### 第5条（複製・複写）

乙は、秘密情報について実務従事を遂行する上で必要かつ相当といえる限度においてのみ複製・複写を行なうことができる。

### 第6条（秘密情報の返却）

本契約の終了後直ちに、又は、開示者からの要求があった場合、受領者は、開示者から開示を受けた秘密情報（複製・複写等を含む）を、開示者の指示に従い変換し、又は遅滞なく廃棄する。

### 第7条（連絡）

乙は、甲の許可を得ずにクライアント（及びその顧客）に直接連絡をしてはならない。

### 第8条（損害賠償）

- 1 乙が本契約に定める秘密保持義務に違反した場合には、甲はその違反行為の差止め及び原状回復を請求及び、損害賠償の請求をすることができる。
- 2 乙は、クライアント等の開示者より提供された資料（紙媒体及び電子媒体）を紛失又

は第三者に開示・漏洩した場合、違約罰として直ちに甲に対し金100万円を支払う義務を負うことに加えて、甲が被った損害の一切を賠償する。

#### 第9条（有効期限）

- 1 本契約の有効期限は、実務従事終了後より3年間とする。
- 2 前項の期間に関わらず、本契約終了後においても、秘密保持義務及び損害賠償については本契約終了後も存続するものとする。

#### 第10条（反社会的勢力の排除）

- 1 甲及び乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、その他これに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
- 2 甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、ただちに本契約を解除することができ、解除により相手方に損害が生じてもこれを賠償することを要しない。
  - (1) 相手方または相手方の役員が反社会的勢力に該当すると認められるとき
  - (2) 相手方の経営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められるとき
  - (3) 相手方が反社会的勢力を利用していると認められるとき
  - (4) 相手方が反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
  - (5) 相手方または相手方の役員もしくは相手方の経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
  - (6) 自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力および風説の流布・偽計・威力を用いた信用毀損・業務妨害その他これらに準ずる行為に及んだとき
- 3 甲及び乙は、自己が前項各号に該当したため相手方が本契約を解除した場合、相手方に生じた損害を賠償しなければならない。

#### 第11条（合意管轄）

本契約に関する紛争について、甲の居住地の裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の証として、本書二通を作成し、甲乙署名捺印の上、各自一通を保有する。本書の送付にあたっては電磁的手法を用いる。

年　　月　　日

甲)

契約完了後に記載します

乙)

(住所)

(氏名)

印